

諮問事件：

諮問番号：平成18年（情）諮問第1号

平成18年（情）諮問第2号

事件名：会計検査院の職員名簿のうち、平成8年5月に実施された特定の地方公共団体の会計実地検査において教職員宿舍を調査した調査官の現在の地位が記録されている部分等の一部開示決定に関する件

平成8年5月に実施された特定の地方公共団体に対する会計実地検査の申報書の一部開示決定に関する件

諮問日：平成18年4月19日

答申日：平成19年2月23日

答申書

第1 審査会の結論

平成8年度に特定の地方公共団体（以下「本件地方公共団体」という。）の教職員宿舍を実地検査した調査担当局部課長名、直接調査した調査官（以下「本件検査担当者」という。）名、上司名、調査内容及びこれらの職員の現在の地位が記録されている文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に係る対象文書として特定された以下の から までの文書（以下「本件対象文書」という。）につき、それぞれその一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとする部分（及び の文書のうち不開示とされた部分）を不開示としたことは妥当である。

8年5月現在で作成された会計検査院の職員名簿のうち、同月に実施された本件地方公共団体に対する会計実地検査（以下「本件実地検査」という。）の検査担当局部課の局長名及び課長名が記録されている頁（見開き。以下職員名簿の頁について同じ。）（以下「本件対象文書1」という。）

17年5月現在で作成された会計検査院の職員名簿のうち、本件検査担当者及び本件実地検査の主任官2名のうち本件開示請求時点において同院に在職している1名（以下「主任官A」という。）の現在の地位が記録されている頁（以下「本件対象文書2」という。）

本件実地検査に係る申報書（以下「本件対象文書3」という。）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第3条の規定に基づく本件開示請求に関し、処分庁である会計検査院事務総長が平成18年3月31日付け180普第93号(本件対象文書1及び本件対象文書2を対象。平成18年(情)諮問第1号関係。以下「第93号決定」という。)及び同日付け180普第94号(本件対象文書3を対象。平成18年(情)諮問第2号関係。以下「第94号決定」といい、第93号決定と第94号決定を併せて、以下「原決定」という。)により行った一部開示決定について、その取消し(ただし、第93号決定については、本件対象文書2に係る部分のみ)を求めるというものであった。

そして、本件審査請求が行われた後、処分庁は、原決定のうち第94号決定を変更し、後記第3の1(2)のとおり、本件対象文書3の一部を追加して開示する旨の決定(以下「変更決定」という。)を行った。

これを受け、審査請求人は、本件審査請求の趣旨を、原決定のうち、本件対象文書2及び本件対象文書3に関し、変更決定後もなお不開示とされている部分の取消しを求めるとともに変更している。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の各記載によると、おおむね以下のとおりである。

ア 近年、会計検査院のキャリア官僚が検査対象機関に天下りをしている実態を見るにつけ、憤りを覚える。

イ 今回の内容くらい国民に開示できないようであれば、検査基準は無きに等しく、検査で指摘されるものは個々の検査担当者のあんばいで決まると思われても仕方ない。これでは、公序良俗に反する。

ウ 外交文書でも50年くらい過ぎると公開されるのに、会計検査院の文書は闇に葬るつもりであるのか。

エ 本件の教職員宿舎に係る事態については、会計検査院及び本件地方公共団体の関係者によって指摘がもみ消されたのではないか。真実を知る機会を付与されたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 原決定

本件開示請求に対し、処分庁は、本件請求文書のうち、本件実地検査の調査担当局課長名が記録されている文書として本件対象文書1を、本件検査担当者及びその上司に当たる主任官Aの現在の地位が記録さ

れている文書として本件対象文書 2 を、 本件検査担当者及び主任官 2 名の氏名並びに調査内容が記録されている文書として本件対象文書 3 を、それぞれ特定した。

なお、本件請求文書のうち、調査担当局課長及び上記主任官 2 名のうち主任官 A を除く 1 名の現在の地位が記録されている文書については、これらの者はいずれも既に会計検査院を退職していることから、審査請求人と協議の上、対象から除外している。また、調査担当部長については、会計検査院には「部」の組織はないことから、該当がない。

そして、処分庁は、本件対象文書 1 ないし本件対象文書 3 について、次のとおり原決定を行った。

ア 本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 については、次の(ア)及び(イ)のとおり一部開示決定を行った(第 9 3 号決定)。

(ア) 本件対象文書 1 に記録された情報のうち、前記局課長を含む各職員の住所、電話番号等が記録された部分については不開示とし、その他の情報(局課名、各職員の官職及び氏名)が記録された部分については開示とした。

(イ) 本件対象文書 2 に記録された情報のうち、本件検査担当者の現在の地位が記録されている部分の頁(以下「本件対象文書 2 - 1」という。)については不開示とし、主任官 A の現在の地位が記録されている部分の頁(以下「本件対象文書 2 - 2」という。)については開示とした。

イ 本件対象文書 3 に記録された情報のうち、具体的な検査事項・検査内容等に関する情報並びに出張官(主任官(2名)を除く。)の官職、氏名及び氏名印の印影が記録されている部分については不開示とし、その他の情報(外形的事実に関する情報(特定の年月日に特定の検査箇所に対する実地検査を実施した事実に関する情報又は文書について、その存在又は外形を示す情報をいう。以下同じ。))が記録された部分については開示とする一部開示決定を行った(第 9 4 号決定)。

そして、本件審査請求人は、原決定のうち上記ア(イ)及びイの不開示部分に係る決定の取消しを求め、会計検査院長に対して本件審査請求を行った。

(2) 原決定及び審査請求の趣旨の変更

諮問庁である会計検査院長が原決定に対する審査請求について当審査会に諮問を行った後、平成 1 8 年 6 月 1 3 日に他の諮問事件に関する当審査会の答申(平成 1 7 年(情)諮問第 1 号関係)により申報書の目次

の部分及び検査の方針の部分に記録された情報の一部は開示することが妥当であるとされたことを踏まえ、処分庁は、原決定のうち第94号決定について、目次の部分のうち、検査の方針の項目に係る記載、目次であることを示す記載及び頁番号であることを示す記載、並びに検査の方針の部分の表題、並びに表のうち、出張箇所の名称の記載部分、これに係る書式部分及びこれらの直下の行は、いずれも外形的事実に関する情報に属するものとして、追加して開示することとする旨の変更決定を行った。

そして、本件審査請求人は、変更決定を踏まえ、本件審査請求の趣旨を、本件対象文書2及び本件対象文書3に関し、変更決定後もなお不開示とされている部分の取消しを求めるものに変更している。

2 本件対象文書2及び本件対象文書3に記録された情報の不開示情報該当性

(1) 本件対象文書2

ア 職員名簿に記録された情報の内容

会計検査院の職員名簿は、毎年5月、同月現在の情報を基に同院の人事課において作成され、職員に配布されているものであり、この職員名簿には、検査官会議、事務総局の各課（課には上席調査官等を含む。以下同じ。）等ごとに、所属する職員の官職及び氏名が記録されているとともに、他の法人又は機関に出向している職員については、その者の職位、氏名、所属先（連絡先を含む。）等が記録されている。

なお、8年5月現在で作成された職員名簿には、これらの情報に加え、当該職員の住所、電話番号等が記録されていた。

イ 職員名簿に記録された情報（在籍情報）と特定の検査事項の検査担当者又は特定の検査箇所に対する実地検査の出張官を特定することができる情報

一般に、職員名簿に記録された会計検査院職員の所属課、官職、氏名等は、いわゆる「在籍情報」といわれるものであり、このような各行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の当該職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、国の各行政機関による申合せ（「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ））により、特段の支障の生ずるおそれがある場合（氏名を公にすることにより、法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、氏名を公にすることにより、個人の権利利

益を害することとなるような場合)を除き、同条第1号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして、公にすることとされている。

しかしながら、会計検査院職員の氏名等に関する情報のうち、特定の検査事項又は検査箇所に係る検査担当者(出張官)を特定することができる情報については、これを公にした場合は、職員に関し、外部の圧力・干渉等を招来するなどして検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ(法第5条第6号イ及び柱書き)があり、また、職員の個人としての権利利益を害するおそれ(同条第1号本文)もある。

このため、会計検査院職員の氏名等に関する情報であって、特定の検査事項又は検査箇所に係る検査担当者(出張官)を特定することができるものについては、前記申合せの「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に当たるものである。

ウ 本件対象文書2-1の不開示情報該当性

本件対象文書2-1には、本件検査担当者の本件開示請求時現在の所属課、官職及び氏名を含む、当該課等に所属している全職員の官職、氏名、課名等に関する情報も記録されている。原決定のうちの第93号決定においては、これらの情報のすべてを不開示としているところであり、これらの情報の不開示情報該当性について検討すると、以下のとおりである。

(ア) 法第5条第6号(イ及び柱書き)該当性

会計検査院の職務の性質上、同院の検査の対象である国の機関等(以下「受検庁」という。)に対して、常時実施している実地検査等をめぐり、当該検査の結果等が決算検査報告等に掲記され、同院の正式な指摘事項等として公表されることにより、当該受検庁等に対する厳しい社会的非難が招来されることなどから、同院又は同院の特定の検査事項に係る検査担当者に対し、外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等が直接行われた場合には、当該検査担当者はもちろん、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般を萎縮させ、同院が検査担当者を通じて正確な事実を把握し又は違法若しくは不当な行為を発見することを困難にするなどして、同院による厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

また、会計検査院の検査が主として実地検査の方法により実施されているものであることを踏まえれば、特定の検査箇所に係る出張官(検査担当者)に対しこのような外部からの働きかけ又は圧力・

干渉等が直接行われた場合についても、ほぼ同様のおそれがある。

そして、本件対象文書 2 - 1 のうち、本件検査担当者の現在の所属課、官職及び氏名については、当該情報のみによって特定の検査事項又は検査箇所に係る検査担当者（出張官）を特定することができる情報である。また、本件検査担当者を除く職員の官職、氏名、課名等については、これを開示した場合、在籍情報としての職員名簿等の他の情報と照合することにより、本件検査担当者を知り又は推認することが可能となる情報である。

このような情報が開示され、公表された場合には、本件検査担当者に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして、本件検査担当者はもちろん、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般を萎縮させ、その結果、厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報（法第 5 条第 6 号柱書き）であって、公にすることにより、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（同号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）に該当する。

(1) 法第 5 条第 1 号該当性

本件対象文書 2 - 1 に記録されている本件検査担当者の所属課、官職、氏名及び本件検査担当者を除く職員の官職、氏名、課名等に関する情報は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」（法第 5 条第 1 号本文）に該当する。

そして、前記(ア)のとおり、これらの情報は、当該情報のみによって、又は他の情報と照合することにより、本件検査担当者を知り又は推認することが可能となる情報である。

このような情報が開示され、公表された場合には、前記イ及びウ(ア)のとおり、本件検査担当者に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして本件検査担当者個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、当該情報は、法第 5 条第 1 号の規定する不開示情報

に該当する。

なお、会計検査院では、特定の検査箇所に係る出張官の氏名等に関する情報のうち、主任官に係るものについては、一定の場合を除き、従来からこれを開示する取扱いをしてきたところであり、原決定のうち第93号決定においても、本件対象文書2-2（本件実地検査の主任官Aの現在の地位が記録されている部分）については開示している。このように、主任官の氏名等に関する情報についてその他の一般の出張官と異なる取扱いをしているのは以下のような理由によるものである。

すなわち、会計実地検査における主任官は、出張官を対外的に代表するとともに、他の出張官を指揮監督し、検査結果の打合せ（講評）その他の実地検査に係る統括的事務を処理する者である。また、主任官は、当該実地検査におけるすべての検査項目に関与するが、その関与は管理者的立場からのものである場合が少なくなく、必ずしも特定の検査事項に係る検査を直接担当するわけではない。

このため、会計検査院では、上記のような事情及び公益上の理由による裁量的開示を定める法第7条の規定の趣旨を踏まえ、主任官の氏名等に関する情報は、一定の場合を除き、法第5条第6号（イ及び柱書き）又は同条第1号の不開示情報に該当するものではなく、同条第1号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして取り扱っている。

(2) 本件対象文書3

ア 申報書に記録された情報の内容

申報書とは、会計検査院が実施する実地検査のため出張を命ぜられた職員のうち事務総長から主任官を命ぜられた者が当該実地検査の成績の要旨を記載して作成するものであり、帰庁後10日（他の検査箇所の会計実地検査に従事している期間を除く。）以内に当該検査担当課の課長（上席調査官を含む。以下同じ。）に提出し、当該検査担当課の課長及び局長を経て、事務総長に提出することとされている。

そして、申報書作成要領（昭和63年4月1日事務総長決定）によると、申報書に記載すべき項目は次のとおりとされている。

表紙

添書

出張日割表等

目次

申報事項

- a 検査の方針
- b 検査所見の概況
- c 個別事項

このうち、添書には、申報書の供覧を受けた者が順次なつ印する部分と、主任官以下出張官全員の官職及び氏名が記載され、氏名印がなつ印される部分がある。

また、申報事項のうち、「検査の方針」には、出張箇所ごとの検査項目について、重要項目（当該検査年次の検査計画において重点的に検査すべきものとされた重要な検査項目）、準重要項目（当該検査担当課において重要項目に準じて着眼することとしている検査項目）、特定着眼項目（重要項目又は準重要項目以外のもので、当該出張箇所について特に着眼した検査項目）及びその他の項目の各項目ごとに記載するとともに、各検査項目ごとの勢力配分比を記載することとされている。

「検査所見の概況」には、出張箇所及び検査項目ごとに、検査の結果、違法又は不当であると判断した事態、又はその疑義があり、引き続き検討する必要がある事態として、当該実地検査の最終日等に会計検査院と受検庁との間で行われる実地検査の結果の打合せ（講評）において同院が通告した事項（以下「打合せ事項」という。）及びその他特に報告の必要を認めた検査事項について、各事項ごとに件名、事態の大要、今後必要としている事務処理、検査担当者の氏名等を記載することとされている。

そして、「個別事項」には、「検査所見の概況」に記載した事項のうち、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第26条の規定により作成・発遣される質問文書（照会文書）の起案の準備が整っているものなどについて、更に詳細に記載することとされている。

イ 申報書に記録された情報の性質

上記アで述べたとおり、申報書は、特定の検査箇所ごとに、実地検査の実施直後という検査過程のごく初期の段階において作成される当該実地検査の速報的な性格を有する文書である。

そして、申報書の「検査の方針」に記録される情報は、当該検査年次ないし当該検査箇所に係る検査の重要項目、準重要項目、特定着眼項目、その他の項目及び各項目ごとの勢力配分比であり、すなわち、

当該検査年次ないし当該検査箇所に係る検査の実施計画に関する情報であって、現在又は将来の検査過程における各種の検査の厳正かつ効果的な実施の観点から公表になじまない性格のものである。

また、「検査所見の概況」又は「個別事項」に記録される情報は、特定の検査箇所に対する実地検査の結果等に関する情報、それも事実関係の把握が不十分な段階における未成熟な情報であって、その後の検査過程における十分な検証又は会計検査院内部に設けられた審理・判断過程における慎重かつ周到な審理・判断を経る必要があるものであり、それ自体、公表になじまない性格のものである。

なお、当該検査の結果等に関する情報とは、会計検査院が実地検査を実施した結果、疑義を生じた事態の有無・内容のことであり、これは、当該実地検査で打合せ事項とされた事態が申報書に「検査所見の概況」等として記録されたもののほか、打合せ事項がなかったなどのため、申報書に「検査所見の概況」等として記録される事態がなかったことをも含むものである。

さらに、申報書に記録された情報は、各検査担当課の検査の実施計画に関する情報、並びにその着眼し選定した検査対象事項及び具体的な検査の着眼点、検査手法、検査の結果、発見の端緒、検査継続予定の有無及びその概要等の具体的な検査活動の内容に関する情報の集積としての意味を有するものであり、現在又は将来の検査過程における各種の検査事項に関する厳正かつ効果的な検査の実施のために、会計検査院内部において、検査ノウハウとして有効活用されるべき情報である。このような申報書に記録された実地検査の実施計画又は検査の結果等に関する情報は、検査上の秘密に属する情報であり、会計検査院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性格のものであって、この点においても公表になじまない性格のものである。

ウ 申報書に記録された具体的な検査事項・検査内容等に関する情報の一般的な不開示情報該当性

一般に、申報書が開示され、これに記録された具体的な検査事項・検査内容等に関する情報（申報書に「検査所見の概況」等が記録されているかどうかに関する情報を含む。以下同じ。）並びに主任官を除く出張官について、その官職、氏名及び氏名印の印影が明らかとされた場合には、次のようなおそれがある。

(ア) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

現行制度上、会計検査院が実施する会計検査は、捜査機関が行う

犯罪捜査等とは異なり、強制調査等の権限を背景として行われるものではなく、あくまでも受検庁の理解と協力を得て行われるものである。したがって、検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」(会計検査院法第20条第2項)という会計検査の目的の適切かつ効果的な達成を図るためには、同院と受検庁が検査を実施するものと検査を受けるものとしての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係及び協力関係に立つことが必要となる。

そして、検査過程では、会計検査院と受検庁との間で率直な意見の交換が行われることが必要であり、検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議が行われることが重要である。なぜなら、会計検査院が常時検査を実施することを通じ上記のような検査の目的を適切かつ効果的に達成していくためには、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議を通じ、同院と受検庁が事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価を共有することが必要となるからである。

このようなことから、会計検査院では、検査の結果等を検討するために同院内部に設けられた慎重かつ周到な審理・判断過程を経て同院における最終的な意思決定機関である検査官会議の議決を経た最終的かつ確定的な検査の結果等に関する情報は、各年度における決算検査報告等に掲記して公表することとしている一方で、検査過程又は審理・判断過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来から不公表としている。

そして、受検庁では、検査過程又は審理・判断過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については不公表であることを前提として会計検査院の検査に協力し、各種の検査資料の提出、これらに関する所要の説明を含む同院との率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議等を行っており、このような未成熟な検査の結果等に関する情報が公表されないものであることは、受検庁の同院の検査に対する理解と協力の前提である。

したがって、このような情報が開示された場合には、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるほか、会計検査院の検査過程又は審理・判断過程における情報の不公表に対する受検庁一般又はその他の関係者一般の信頼を損ね、同院の検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し又は同院に対する

不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

よって、このような情報の開示は、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるほか、会計検査院が現在又は将来の検査過程において厳正かつ円滑な検査を実施し、このことを通じて受検庁との間で事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価を共有し、これにより不適切な会計経理の原因を究明するとともに、会計経理の適正を期し又は是正を図るなどの会計検査の目的の適切かつ効果的な実現を図ることに著しい支障を及ぼすおそれがあり、すなわち、同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

(イ) 具体的な検査の着眼点等に関する情報が外部に流出するおそれ

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上、一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、ある検査年次ないし検査箇所に係る検査の実実施計画に関する情報、並びにその着眼し選定した検査対象事項及び具体的な検査の着眼点、検査手法、実地検査の結果、発見の端緒、検査継続予定の有無及びその概要等の具体的な検査活動内容に関する情報は、基本的に検査上の秘密に属する事項であって、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に関する厳正かつ効果的な検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

なぜなら、このような情報が開示され、公表された場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に関する検査を実施する場合において、当該受検庁又はその他の関係者に同院の検査の実実施計画又は具体的な検査活動の内容を察知され、同院の実地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるからである。

そして、前記イで述べたとおり、申報書に記録された情報は、個々の検査箇所ごとに、具体的な検査活動の内容に関する情報を知り又は推認することが可能なものである。また、会計検査院において保有する申報書に記録された情報の全体からは、同院の検査活動内

容の全貌を把握することが可能である。

したがって、このような情報の開示は、会計検査院の現在又は将来の検査過程における厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがあり、また、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に利益を与えるおそれがある。

(ウ) 受検庁の不適切な会計検査対応を招来するおそれ

会計検査院の検査過程では、検査の結果等が決算検査報告等に掲記され、公表されることが、特定の受検庁等に対する厳しい社会的非難を招来するなど多方面に大きな影響を及ぼす場合があることなどから、会計実地検査の実施に当たっては、受検庁等による関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざん等の巧妙で悪質な仮装・隠ぺい工作等が行われる例も見受けられる。また、会計検査院の資料提出要求に対し、受検庁等においてその提出をちゅうちょし又はこれに難色を示す場合も決して少なくない。

このような会計検査の現実を踏まえると、申報書に記録された事実関係の把握が不十分な段階における未成熟な情報が開示され、公表された場合には、受検庁一般又はその他の関係者一般に対し、このような情報の開示は会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩し、会計検査院に対する不信感を生じさせるものであるなどとして、検査に対する非協力の理由ないし口実を与えるおそれがある。そして、その場合には、現在又は将来の検査過程において、受検庁等により所要の検査資料の作成・提出に応じないなどの不適切な会計検査対応が行われ、会計検査院が受検庁から所要の検査資料の作成・提出を受けることに著しい支障を来し、同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

(I) 公正かつ慎重な審理・判断の確保等に支障を及ぼすおそれ

会計検査院では、検査の結果等に関する情報については、同院内部における慎重かつ周到な審理・判断過程を経て同院における最終的な意思決定機関である検査官会議の議決を経た最終的かつ確定的なもののみを各年度の決算検査報告等に掲記し、その正式な指摘事項等として公表することとする一方で、それ以外の検査の結果等に関する情報については不公表としている。したがって、検査官会議

の議決を経ていない検査の結果等に関する情報は、最終的かつ確定的な検査の結果等に関する情報とは質的・性格的に異なる未成熟な情報であり、現行の会計検査制度上その公表が予定されないものである。

そして、前記イで述べたとおり、申報書に記録された特定の検査箇所に対する会計実地検査の結果等に関する情報は、会計検査院の具体的な検査活動内容の詳細を知り又は推認することが可能なものであり、また、実地検査後の検査過程における検討内容又は審理・判断過程における当該審理・判断の内容等を知り又は推認することが可能なものである。

したがって、このような情報が開示された場合には、会計検査院内部における公正かつ慎重な審理・判断をより実質的なものとするために設けられた慎重かつ周到な審理・判断過程の手続的な意義を損ねるのみならず、実際上も同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、検査官会議など同院内部の審理・判断過程における出席者相互間の自由で率直な意見交換等に基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼすおそれがある。すなわち、会計検査院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、また、その職務の適正な遂行のために他の国家機関に対し憲法上独立の地位を有する同院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがある。

(オ) 会計検査院の公式見解であると国民一般に受け取られるなどのおそれ

前記イで述べたとおり、申報書は、特定の検査箇所に対する会計実地検査に関する速報の性質を有する文書であり、これに記録された当該実地検査の結果等に関する情報は、事実関係の把握が不十分な段階における未成熟な情報であって、これらの情報についてはその後の検査過程における十分な検証又は審理・判断過程における慎重かつ周到な審理・判断を行う必要があるものである。

したがって、このような情報の開示は、当該情報が会計検査院の公式見解であると国民一般に受け取られ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

(カ) 検査担当者に対する外部の圧力・干渉等を招来するおそれ

申報書に記録された特定の検査事項又は検査箇所に係る検査担当者（出張官）である会計検査院職員の氏名等に関する情報が開示された場合には、前記(1)ウにおいて述べたのと同様に、当該検査担当者に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、また、特定の検査事項又は検査箇所に係る検査担当者（出張官）の個人としての権利利益を害するおそれがある。

エ 本件対象文書3に記録された情報の不開示情報該当性

(ア) 具体的な検査事項・検査内容等に関する情報の不開示情報該当性

前記ウを踏まえ、本件対象文書3に記録された情報において、変更決定後においてもなお不開示とされている部分のうち具体的な検査事項・検査内容等に関する情報の不開示情報該当性について検討すると、以下のとおりである。

a 法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

このような情報が開示された場合には、前記ウ(ア)ないし(イ)のとおり、次のようなおそれがある。

厳正かつ円滑な検査の実施等に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（前記ウ(ア)ないし(イ)）

厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれ（前記ウ(イ)）及び会計検査院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、同院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、これにより検査の結果等に対する同院の審理・判断に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（前記ウ(イ)）

上記の 及び により、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に「関する情報」（法第5条第6号柱書き）であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（同号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）に該当する。

b 法第5条第5号該当性

また、このような情報が開示された場合には、前記ウ(ア)、(イ)、(I)及び(オ)のとおり、次のようなおそれがある。

受検庁一般又はその他の関係者一般の信頼を損ね、会計検査院の検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における同院と受検庁との間の率直な意見の交換等に支障を及ぼすおそれ(前記ウ(ア))

会計検査院における慎重かつ周到な審理・判断過程の手続的意義を損ねるのみならず、実際上も同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、同院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、これにより検査の結果等に対する同院の審理・判断に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び同院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれ(前記ウ(I))

検査過程初期における事実関係の把握が十分でない段階における未成熟な情報が会計検査院の最終的かつ確定的な検査の結果等に関する情報であると国民一般に誤解され、不当に国民の間に混乱を生じさせるなどのおそれ(前記ウ(オ))

会計検査院の検査内容を察知されるなどして同院の現在又は将来の検査過程における厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に利益を与えるおそれ(前記ウ(イ))

事実関係の把握が十分でない段階における未成熟な検査の結果等に関する情報が明らかにされることにより、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に不利益を及ぼすおそれ(前記ウ(ア)及び(オ))

上記の から までにより、当該情報は、「国の機関」及び「地方公共団体」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」であって、公にすることにより、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」及び「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるもの(法第5条第5号)に該当する。

(イ) 出張官(主任官を除く。)の官職、氏名及び氏名印の印影の不開示情報該当性

a 法第5条第6号(イ及び柱書き)該当性

このような情報が開示され、公表された場合には、前記ウ(カ)のとおり、当該出張官(検査担当者)に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報(法第5条第6号柱書き)であって、公にすることにより、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(同号イ)及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(同号柱書き)に該当する。

b 法第5条第1号該当性

本件対象文書3に記録された出張官(主任官を除く。)の官職、氏名及び氏名印の印影は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」(法第5条第1号本文)に該当する。

そして、このような情報が開示された場合には、前記ウ(カ)のとおり、当該出張官に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして当該出張官個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、当該情報は、法第5条第1号の規定する不開示情報に該当する。

なお、会計検査院では、特定の検査箇所に係る出張官の氏名等に関する情報のうち、主任官に係るものを従来から開示する取扱いとしてきたことについては、前記(1)ウ(イ)のとおりであり、原決定のうちの第94号決定においても、本件対象文書3に記録された情報のうち主任官の氏名等に関する情報については開示している。

(3) 本件対象文書2及び本件対象文書3の特定により開示されることとなる情報

前記(2)イで述べたように、申報書に記録された具体的な検査事項・検査内容等に関する情報として不開示とされるべき情報には、会計実地検査の結果判明した事態の概要、当該事態について実施された検査の概

要等のほか、申報書に「検査所見の概況」等が記録されているかどうかに関する情報も含まれるものである。

そして、本件諮問事件において、処分庁は、前記1(1)のとおり、本件請求文書のうち、本件地方公共団体の教職員宿舎を直接調査した調査官(本件検査担当者)名及び「調査内容」が記録された文書として、本件対象文書3を特定し、また、本件検査担当者の現在の地位が記録された文書として、本件対象文書2-1を特定している。

このように、本件地方公共団体の教職員宿舎に関し、本件検査担当者名、「調査内容」及び本件検査担当者の現在の地位が記録された文書として、本件対象文書2-1及び本件対象文書3の各文書を特定したということが、直ちに、本件実地検査に係る申報書である本件対象文書3の「検査所見の概況」等に当該教職員宿舎に係る検査内容が記録されているかどうかについてまで明らかにしているものではない。

すなわち、本件対象文書2-1及び本件対象文書3を本件開示請求の対象文書として特定したということは、会計検査院が本件実地検査を実施した事実(教職員宿舎を検査した事実を含む。)、本件実地検査において教職員宿舎の検査を行った検査担当者が現に同院に在職している事実、同院が本件実地検査における実地検査の結果等(打合せ事項がなく「検査所見の概況」等が何ら記録されていない場合を含む。)を記録した申報書という名称の文書を保有している事実を明らかにしたことにとどまり、当該申報書(本件対象文書3)に教職員宿舎に係る検査内容が記録されているか否かを明らかにするものではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成18年(情)諮問第1号及び平成18年(情)諮問第2号を併合し、調査審議を行った。

平成18年	4月19日	諮問書の收受
同年	5月15日	諮問第1号及び諮問第2号の併合
同年	7月19日	諮問庁から諮問内容の一部変更についての通知を收受
同年	8月16日	諮問庁から意見書を收受
同年	8月22日	諮問庁の職員(会計検査院第4局文部科学検査第1課長ほか)からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
同年	9月11日	審査請求人から意見書を收受
同年	10月23日	審議

同年 1 1 月 3 0 日 審議
平成 1 9 年 1 月 2 5 日 審議
同年 2 月 2 2 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、平成 8 年度に本件地方公共団体の教職員宿舎を实地検査した調査担当局部課長名、本件検査担当者名、上司名、調査内容及びこれらの職員の現在の地位が記録された文書に対してなされたものである。処分庁は、これに該当する文書として、本件対象文書 1、本件対象文書 2 及び本件対象文書 3 を特定し、それぞれその一部を開示する旨の原決定を行った。そして、これらのうち本件対象文書 2 及び本件対象文書 3 に関する部分に対する審査請求を受けて、諮問庁は当審査会に対する諮問を行った。

その後、処分庁は、諮問後に行われた他の諮問事件に関する当審査会の答申を踏まえ、原決定で不開示としていた部分のうちの一部（第 9 4 号決定に係る部分の一部）について追加して開示する旨の変更決定を行った。

これを受けて、審査請求人は、本件審査請求の趣旨を、本件対象文書 2 及び本件対象文書 3 に関し、変更決定後においてもなお不開示とされている部分の取消しを求めるものに変更しているため、以下、当該部分について、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書について

(1) 本件対象文書 2

本件対象文書 2 は、1 7 年 5 月現在で作成された会計検査院の職員名簿のうち、本件検査担当者及び主任官 A のそれぞれに関する情報が記録されている頁である。

これは、本件請求文書のうち、本件検査担当者及びその上司に当たる主任官 A の現在の地位が記録されている文書に当たるものとして特定されたものである。

(2) 本件対象文書 3

本件対象文書 3 は、本件实地検査に係る申報書である。

これは、本件請求文書のうち、本件検査担当者及びその上司に当たる主任官（2 名）の氏名並びに調査内容が記録された文書に当たるものとして特定されたものである。

3 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書 2

本件対象文書 2 には、本件検査担当者及び主任官 A のそれぞれに関し、これらの者の所属課名、氏名、官職等並びに当該課等に所属する他の職員の氏名、官職等が記録されている。

当審査会が本件対象文書 2 を見分するなどして調査したところ、このうち、本件対象文書 2 - 1 (本件検査担当者の現在の地位が記録されている部分) はその全部が開示とされ、本件対象文書 2 - 2 (主任官 A の現在の地位が記録されている部分) はその全部が開示されている。

諮問庁が説明するとおり、会計検査院の職員名簿は、それ自体としては職員の在籍情報等を示すにすぎないものであることから、職員名簿に記録されている局課名及び職員の氏名、官職等の情報は、通常これを公にする取扱いとされている。

しかし、本件の場合には、特定の具体的な検査事項の検査担当者である本件検査担当者に関する情報を示すものとして開示請求があり、それに当たる文書として、職員名簿のうち特定の部分(本件対象文書 2 - 1) だけが抜き出されて対象文書として特定された上、これを開示すると特定の検査事項の検査担当者が明らかになってしまうとして、不開示とされたものである。

当審査会において、本件対象文書 2 - 1 を見分するなどして調査したところ、当該文書には、本件検査担当者を含む数十名の職員の氏名等が記録されていることが認められる。

法に基づく行政文書の開示は、行政機関に対して行政文書を加工するなどして開示することを義務付けるものではなく、行政機関は、その保有する行政文書について、あるがままの形で開示すれば足りることから、本件対象文書 2 - 1 を開示するとした場合に、上記の多数の職員のうち誰が本件検査担当者であるか印を付すなどして明らかにすることが要求されるものではない。したがって、仮に本件対象文書 2 - 1 を開示したとしても、本件検査担当者がそのうちどの者であるかが直ちに特定されるわけではない。

しかし、本件実地検査の検査担当課は、本件対象文書中の原決定によって開示されている部分において既に明らかにされており、一方、本件実地検査当時の 8 年 5 月現在で作成された会計検査院の職員名簿については、職員名簿そのものとして別途開示請求すれば、職員の住所等の情報を除き、職員の氏名、所属課名等の情報は開示されることが見込まれるものであることから、これらの情報を照合すれば、本件実地検査当時の当該検査担当課の所属職員の氏名が明らかになるものと認められる

(なお、本件実地検査当時の当該検査担当課に係る職員名簿の一部は、本件対象文書1の一部を構成するものとなっており、現に審査請求人に開示されているところである。)

そして、さらに、上記のようにして明らかになることが見込まれる本件実地検査当時の当該検査担当課の所属職員のリストと本件対象文書2-1(17年5月現在で作成された職員名簿の一部)に記録されている職員のリストを照合し、両者に重複する者を探索すれば、本件検査担当者を特定し又は相当程度特定することができるかと認められる。

会計検査院と受検庁及びその関係者は、検査を実施するものと検査を受けるもの及びその関係者という立場で緊張関係にあり、検査の結果、指摘等を受けた場合には、受検庁及びその関係者にとって金銭の返還、弁償等の経済的負担につながることもあるほか、一定の社会的非難を受けることも少なくないところである。このようなことからすると、会計検査院に対しては、指摘等を免れようとするなどして、常に外部から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがあり、実際、そのように外部からの様々な働きかけ又は不当な圧力・干渉等が加えられた例も存在するとの諮問庁の説明は十分理解できるものである。

したがって、特定の検査事項の担当者である本件検査担当者が広く一般に知られるところとなれば、当該検査事項や本件検査箇所に関係を有する外部の関係者等から本件検査担当者に対して不当な圧力・干渉等を招来するおそれがあると認められる。

なお、本件実地検査自体は既に終了しているものの、会計検査の継続性・反復性からすると、本件検査担当者に対する上記のような圧力・干渉等は、本件実地検査や当該検査年次の終了後であっても生じ得るものと考えられる。

そして、このように検査担当者に外部から不当な圧力・干渉等が加えられるという事態が生じた場合には、本件検査担当者に限らず、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般の検査活動を萎縮させるおそれがあり、その結果、会計検査院において厳正かつ効果的な検査を実施することに支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書2-1に記録されている課名、職員の氏名、官職等は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第1号該当性等について判断するま

でもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

なお、本件対象文書 2 - 1 に記録されている情報のうち、職員の氏名以外の官職等の情報のみを開示するとどまる場合には、そのことにより、本件検査担当者が直ちに特定されるわけではない。

しかし、17年5月現在で作成された職員名簿についても、前記の8年5月現在で作成された職員名簿と同様に、職員名簿そのものとして別途開示請求すれば、原則として開示されることが見込まれるものであることから、本件対象文書 2 - 1 に記録されている官職等の情報（官職の記載の位置等に関する情報も含む。）と17年5月現在で作成された職員名簿に記録されている職員の官職等の情報を照合することにより、本件対象文書 2 - 1 が17年の職員名簿のうちのどの頁であるかが推認でき、結局、本件対象文書 2 - 1 に記録されている職員の氏名（リスト）を特定することができるものと認められる。したがって、これらの部分だけを部分開示することも相当でないと認められる。

また、原決定では、本件対象文書 2 - 2 は全部開示されている。これについて、諮問庁では、会計実地検査の出張官のうち、副長以上の職にあり、実地検査の主任官とされた職員については、管理者的立場にあり、対外的に出張官を代表する職員であって、必ずしも常に特定の検査事項に係る検査を直接担当するわけではないことから、このような事情等を踏まえ、その氏名等に関する情報は開示することとしており、したがって、当該文書についても開示したものであると説明している。

(2) 本件対象文書 3

本件対象文書 3 は、本件実地検査に係る申報書であり、表紙、添書、出張日割表等、目次及び申報事項から構成されている。

当審査会が本件対象文書 3 を見分するなどして調査したところ、これらの各部分のうち、表紙及び出張日割表等の部分についてはその全部が開示されており、添書、目次及び申報事項の部分についてはそれぞれその一部が開示とされている。

申報書作成要領等によると、申報書には、表紙、添書、出張日割表等、目次及び申報事項を記載することとされている。このうち、添書には、申報書の供覧を受けた者が順次なつ印する部分と、主任官以下出張官全員の官職及び氏名が記載されるとともに、個人印がなつ印される部分がある。そして、申報事項としては、検査の方針、検査所見の概況及び個別事項をこの順序で記載することとされている。このうち、検査所見の概況の部分には、当該会計実地検査の結果、違法・不当と判断した事態、

又はその疑義があり、引き続き検討する必要があると認めた事態として、会計検査院が受検庁との打合せにおいて通告した打合せ事項等について、その内容及び今後の処理方針等を記載することとされており、また、個別事項の部分には、検査所見の概況に記載した事態のうち、更に詳細に記述すべき事項について記載することとされている。

ア 添書

添書については、そのうち、2名の主任官を除く出張官の官職、氏名及び個人印の印影が不開示とされている。

これらの出張官の氏名等を公にした場合、本件実地検査において本件地方公共団体に対する検査に従事した者を特定することができると認められる。

一般に、特定の検査箇所に対する会計実地検査の担当者である出張官が明らかになることによって直ちに特定の検査事項の担当者が明らかになるとまではいえず、本件の場合も、原決定によって既に開示されている主任官の氏名等に加え、出張官全員の氏名等を明らかにしたとしても、教職員宿舎の検査を担当した本件検査担当者がそのうちの者であるかなどといったことが直ちに明らかになるとはいえない。

しかし、本件の場合、本件実地検査の検査担当課は、本件対象文書中の原決定によって開示されている部分において既に明らかにされており、かつ、当該検査担当課の事務分掌事項は公表されていることから、本件実地検査において検査対象となっていた事務・事業の範囲・内容等を推認できる状況となっている。

そして、前記(1)で述べたような事情からすると、特定の検査箇所に対する実地検査の担当者である出張官が広く一般に知られるところとなるだけでも、当該検査箇所又は当該事務・事業に関係を有する外部の関係者等から当該出張官に対して不当な圧力・干渉等を招来するおそれがあり、その場合、当該出張官に限らず、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般の検査活動を萎縮させるおそれもあると認められる。

したがって、本件対象文書3の添書に記録された本件実地検査の出張官（主任官を除く。）の氏名等は、前記(1)で述べた特定の検査事項の検査担当者の氏名等と同様に、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第

1号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

なお、当該部分に記録されている情報のうち、出張官の官職のみを開示することも、次のような理由から、相当でないと認められる。

すなわち、本件実地検査の検査担当課は、前記のとおり、本件対象文書中の原決定によって開示されている部分において既に明らかにされており、また、原決定に基づく開示の実施の結果、本件実地検査の出張官の人数は容易に推認できる状況となっている。会計検査院において、各検査担当課に所属する者の人数は、管理職や検査を担当しない庶務業務従事者を含めておおむね20名から30名程度であり、そのうち検査業務に従事する者の数は、主任官となることが予定されている副長以上の職にある者を除き、10数名から20名程度であるのが通常である。そして、それらの者は調査官、調査官補、事務官等の各官職にある者に区分されている。本件実地検査の検査担当課においても、検査業務に従事する者であって、副長以上の職にない者の数は限られていることから、原決定に基づく開示の実施の結果、既に容易に推認できることとなっている出張官の総数に加え、さらに出張官の官職を公にすることにより、官職別の出張官の人数が明らかになると、別途開示請求することにより開示されることが見込まれる職員名簿等の情報と照合することにより、出張官の氏名が相当程度特定されるおそれがある。その結果、本件出張官に対して不当な圧力・干渉等を招来するおそれがあることは否定できないと考えられる。

イ 目次及び申報事項

目次及び申報事項については、目次の部分のうち、検査の方針の項目に係る記載、目次であることを示す記載及び頁番号であることを示す記載、並びに検査の方針の部分の表題、並びに表のうち、出張箇所の名前の記載部分、これに係る書式部分及びこれらの直下の行が開示され、これらを除いた部分が不開示とされている。

なお、原決定に基づく開示の実施において、申報事項が記録されている部分は、全部で8枚であることが明らかにされている。

諮問庁は、これらの不開示とされている部分には、具体的な検査事項・検査内容等に関する情報が記録されており、当該情報が明らかにされた場合には、受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ、具体的な検査の着眼点等に関する情報が外部に流出するおそれなど、前記第3の2(2)ウで述べた各種の「おそれ」があるこ

とから、当該情報は、法第5条第6号（イ及び柱書き）及び第5号に規定する「おそれ」があるものに該当すると主張している。

また、諮問庁は、申報書に記録された具体的な検査事項・検査内容等に関する情報として不開示とされるべき情報には、申報書に「検査所見の概況」等が記録されているかどうか（打合せ事項等の有無）に関する情報も含まれるとし、本件請求文書のうち「調査内容」が記録された文書として本件対象文書3を特定したということは、会計検査院が本件実地検査において教職員宿舎を検査した事実、及び同院が本件実地検査における実地検査の結果等（打合せ事項等がなく「検査所見の概況」等が何ら記録されていない場合を含む。）を記録した申報書という名称の文書を保有している事実を明らかにしたことにとどまり、当該申報書（本件対象文書3）の「検査所見の概況」等に教職員宿舎に係る検査内容が記録されているかどうか（打合せ事項等の有無）についてまで明らかにするものではないとしている。

前記2(2)のとおり、申報事項の部分には、検査の方針並びに検査所見の概況及び個別事項（打合せ事項等）を記載するとされていることから、本件対象文書3の目次及び申報事項のうち不開示とされている部分が開示された場合には、本件実地検査における打合せ事項等の有無が明らかになることになる。そして、打合せ事項等の有無に関する情報を公にした場合、以下のように、会計検査院の検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

(ア) 会計検査院が実施する実地検査の過程においては、各検査担当者は、受検庁に対し、多くの質問を投げかけたり、疑問を提示したり、注意を行ったりするのが通常であるが、そのすべてが実地検査の最終日等に行われる打合せの場で打合せ事項として通告されるわけではない。すなわち、打合せ事項とされるのは、各検査担当者が検査の過程で行った多くの質問、疑問、注意等に係る事態のうち、重要性が高いものであったり、今後引き続き検査を継続する必要があると判断されたものであったりする事態に限られるのであって、検査箇所によっては、このような打合せ事項とされるべき事態がないという場合も必ずしも少なくないとのことである。

このような事情を踏まえると、打合せ事項として正式に通告される事態があるか否かということは会計検査院にとっても受検庁にとっても重大な問題であり、また、何らかの打合せ事項があったというだけで、受検庁等が一定の社会的非難を受ける場合があることも

否定できない。一方、打合せは、実地検査の実施直後という検査過程のごく初期の段階において行われるものであり、打合せで通告された事態やそれについての見解は、その後の検査、受検庁との意見交換、会計検査院内における審議等によって更に検討が加えられるべき精度不十分なものであって、打合せ事項がそのまま同院の公表する正式な指摘事項等となるものではない。

したがって、打合せ事項等の有無に関する情報は、検査の過程における検査の結果等に関する情報の重要な一部を成すものであり、また、必ずしもそれがそのまま会計検査院の公表する正式な指摘事項等につながるわけではないという意味での未成熟性を有しているものであると考えられる。

一般に、検査過程等における情報について、会計検査院では、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除して、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び検査の結果等の審理・判断を行うことができるよう、これらの情報は外部に公表しないという立場をとっている。

そして、会計検査院と受検庁の間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、同院の最終的な結論とは異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。そのような前提の下に、会計検査院と受検庁の間では、検査の過程における検査の結果等に関する情報は外部に公表されるものではないという信頼の下で、問題とされた事態について、十分な情報・資料を提供及び収集し、それらに基づいて率直に意見を交換し、様々な角度から討議を行っているものと認められる。

このため、目次及び申報事項の部分のうち不開示とされている部分が開示され、打合せ事項等の有無に関する情報が公にされると、検査過程等における検査の結果等に関する情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ない、今後の検査の実施に当たり、会計検査院と受検庁の間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じるおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、本件実地検査に直接関係する受検庁に対してのみ生じるものではなく、現在又は将来における他の受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。

すなわち、会計検査院によって検査過程等の途上にある未成熟な情報の内容が公にされたという事実をとらえ、検査過程等の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じるおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が決算検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情を考慮すると、このような諮問庁の主張も決して理由のないものではないと考えられる。

そして、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するだけでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、受検庁との間における十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどに支障が生じるおそれがあると認められる。

- (イ) ただし、申報事項のうち検査の方針の部分については、打合せ事項等の有無にかかわらず、常に記載されることになっているので、その記載から打合せ事項等の有無が直ちに明らかになるわけではない。しかし、検査の方針の部分には、表形式で、本件実地検査に係る出張箇所（本件地方公共団体）の名称及びそれに対する具体的な検査の方針、すなわち、重点的に検査することとしている検査項目、これに準じて着眼することとしている検査項目、当該出張箇所について特に着眼した検査項目等の別に、その具体的な検査項目及び各検査項目ごとの勢力配分比が記録されており、このうち、変更決定

後においてもなお不開示とされている具体的な検査の方針を記載すべき部分及びこれに係る書式部分のうち重点項目、これに準じる項目等の別を示す記述（これらの部分に係る枠線を含む。）については表の後半部分に当たることから、これらを開示すると、申報事項のうち検査の方針が記録されている部分の範囲が明らかになってしまうことになる。そして、本件対象文書3については、原決定に基づき開示の実施において、申報事項が記録されている部分は全部で8枚であることが明らかにされているため、そのうち検査の方針が記録されている部分の範囲が明らかになれば、それより後の部分の有無により、結果的に検査所見の概況等として記録された打合せ事項等の有無が推認されてしまうこととなると認められる。

さらに、上記の具体的な検査の方針に関する情報が公にされた場合には、同種・類似の検査を行うことが予想される出張箇所において、当該重点事項や勢力配分の大きい事項等に的を絞っていわゆる検査対策を講じることを容易にしたり、検査の実施に対して不当な圧力・干渉等を招来したりするなどのおそれもあると認められる。

なお、検査の方針の部分の表は、出張箇所ごとに区分して記載するよう、書式上、左右二つの列が設けられているが、本件対象文書3については、出張箇所が特定の地方公共団体（管内の団体等を含む。）1箇所のみであることから、表のうち右側の列には具体的な記載はなされていない。このため、同列については、開示したとしても、具体的な検査の方針を明らかにすることにはならないものの、当該部分を開示すると、検査の方針が記録されている部分の範囲が明らかになってしまい、その結果、打合せ事項等の有無が推認されてしまうことになる点には変わりはない。

上記の(ア)及び(イ)により、本件対象文書3の目次及び申報事項の部分のうち不開示とされている部分に記載されている情報は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 検査に関する事務の適正な遂行について

審査請求人は、今回の内容くらい開示できないようであれば、検査基

準は無きに等しく、検査で指摘されるものは個々の検査担当者のあんばいで決まると思われても仕方がなく、これでは公序良俗に反するとの主張をしている。これは、本件に係る検査を含め、現状の会計検査院による検査は、法第5条第6号に規定する事務又は事業の「適正な遂行」に当たらないという趣旨の主張を含むものとも解される。

しかし、憲法及び法律によって会計検査院に負託された検査の業務をどのように遂行し、検査の結果をどのように処理するかは、基本的には、同院の専門的裁量判断に委ねられていると解される。そして、本件に係る検査について、会計検査院の処理・判断が明らかに違法ないし不適正であると断ずべき特段の事情も認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

(2) 外交文書との比較について

審査請求人は、外交文書でも50年くらい過ぎると公開されるのに、会計検査院の文書は闇に葬るつもりであるのかと主張している。

しかし、外務省における外交記録公開制度は、戦後の外交記録のうち、原則として作成後30年を経過したものを自主的に公開する制度で、法による開示請求制度とは別個のものである。本件開示請求は法に基づく行政文書の開示請求であることから、その開示・不開示については、当該文書に記録されている情報が法に規定する不開示情報に該当するか否かにより判断されるものであり、外交記録公開制度により公開される外交記録と同列に論じることは妥当ではない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

(3) 裁量的開示について

審査請求人は、本件の教職員宿舎に係る事態については、会計検査院及び本件地方公共団体の関係者によって、指摘がもみ消された可能性があり、真実を知る機会を付与すべきであるなどと主張している。これは、本件対象文書2及び本件対象文書3のうちなお不開示とされている部分を開示することが、本件の事態の処理に関する事実を明らかにするという公益に合致することから、法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示を行うべき場合に当たるとい趣旨の主張を含むものとも解される。

しかし、前記(1)のとおり、本件に係る検査について、会計検査院の処理・判断が明らかに違法ないし不適正であると断ずべき特段の事情は認められず、一方、前記3で述べたように、これらの部分を公にした場合、同院の検査担当者ないし出張官に対して不当な圧力・干渉等を招来

したり、検査過程等における検査の結果等に関する情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼が損なわれたりして、同院の検査の実施に軽視できない支障を及ぼすおそれがある。

したがって、法第7条の規定を適用して本件対象文書2及び本件対象文書3のうちなお不開示とされている部分を開示することに、これらの不利益を上回る利益があると認めるに足るだけの公益上の必要性が特にあるとは認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

5 本件一部開示決定の妥当性

以上のことから、本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書3につき、それぞれその一部を不開示とした決定については、本件対象文書2及び本件対象文書3に関し審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 碓井 光明

委員 河野 正男

委員 早坂 禧子